

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）	目次	担当課（室）
○ 岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 ○ 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 ○ 岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 【告示】 指定居宅介護支援の事業の廃止 【公告】 都市計画の変更案の縦覧 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃 〃 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		男女共同参画青少年課 自然環境課 子ども未来課 障害福祉課 耕地課 長寿社会課 都市計画課 建築指導課 〃 〃 〃	完了 【人事委員会】 ○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	人事委員会 選挙管理委員会

岡山県規則第六十六号

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第八号及び様式第九号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」、「60日」を「3月」、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県規則第六十七号

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立自然公園条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十七条第十号の規定は、この規則の施行の日以後に新築、改築又は増築に着手する太陽光発電施設について適用する。

岡山県規則第六十八号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

氏 名		
を		

年 月 日 生	個人番号
---------	------

に、

生年月日	年 月 日
------	-------

を

年 月 日 生	個人番号
---------	------

に、

ふりがな (法人の名称)

様式第六号（中）

を

ふりがな

(法人の名称)	(法人番号)	に改める。
---------	--------	-------

「新保証人氏名	年 月 日生	「新保証人氏名	年 月 日生
様式第八号中		を	に改める。

本 籍 本 籍 個人番号 本 籍

様式第十九号中	13 申請者住所氏名印			
				を

13 個人番号			
14 申請者住所氏名印			に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第六十九号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

第一条 生活保護法施行細則（昭和二十八年岡山県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	年 齢	職 業
1		男 ・ 女	・ ・	歳	
2		男 ・ 女	・ ・		
3		男 ・ 女	・ ・		
4		男 ・ 女	・ ・		
5		男 ・ 女	・ ・		

様式第二号中

を

岡山県知事 伊原木 隆 太

6			男 ・ 女	・ ・		
7			男 ・ 女	・ ・		

氏 名	個人番号	続柄	性別	生年月日	年齢	職 業
					歳	
1			男 ・ 女	・ ・		
2			男 ・ 女	・ ・		
3			男 ・ 女	・ ・		
4			男 ・ 女	・ ・		
5			男 ・ 女	・ ・		

に改める。

6				男 ・ 女	・ ・		
7				男 ・ 女	・ ・		

氏 名	続柄	性別	年齢	生 年 月 日	学 歴	職 業
	主			・ ・ ・		
				・ ・ ・		
				・ ・ ・		
				・ ・ ・		
				・ ・ ・		
				・ ・ ・		
				・ ・ ・		

様式第十二号中

を

氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業

L

附則

(施行期日)

1 この規則中第一条及び次項の規定は平成二十八年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

(經過措置)

2 第一条の規定による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第七十号

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

集落基盤整備事業	百分の五十
----------	-------

別表第二の一の表に次のように加える。

集落基盤整備事業		
かんがい排水事業	農地開発事業	ほ場整備事業
受益地の十分の一の面積 （受益地の面積が百ヘクタールを超えるときは、十ヘクタール）	十アール	十アール

別表第二の二の表に次のように加える。

集落基盤整備事業

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定は、平成二十七年度分の手当金から適用する。

平成27年12月18日 岡山県公報 第11746号

岡山県告示第六百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所浦上医院

2 所在地

岡山県備前市穂浪二八三五・八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人正風会浦上医院

2 所在地

岡山県備前市穂浪二八三五・八

三 廃止年月日

平成二十七年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇二一九

五 サービスの種類

居宅介護支援

〔五〇四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び水島港臨港地区を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月十八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域の区域区分及び水島港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

倉敷市玉島乙島の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年一月八日から同月二十二日まで

（五〇五）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市下出部町字清藤四七九・一、四七九・四、四七九・五、四八一・一、四八三、四八四・一、四八四・二、四八五、四八六・一、四八七、四八一・一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市神辺町大字川南三二〇四・三

エビス不動産有限公司

取締役 小川 乙也

三 許可番号

岡山県指令建指第一八九号

〔五〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田一八八・五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

高梁市成羽町下原六二五・一

黒川 純

三 許可番号

岡山県指令建指第二四八号

〔五〇七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字西角力取山二三六・二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市岡谷一八二五・五

友野 孝治

三 許可番号

岡山県指令建指第一八五号

（五〇八）次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市下出部町字清藤四七九・一、四七九・四、四七九・五、四八一・一、四八三、四八四・一、四八四・二、四八五、四八六・一、四八七、四八一・一地先水路

二 公共施設の種類

道路、水路、下水道、公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市神辺町大字川南三二〇四・三

エビス不動産有限公司

取締役 小川 乙也

五 許可番号

岡山県指令建指第一八九号

岡山県人事委員会規則第二十三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第九号中「五日」「を」「六日」「に」「五日に」「を」「六日に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

岡山県選管告示第七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年十二月十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、二九七

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九五、六〇二

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八一、八三九	高梁市	九、一二二

平成27年12月18日 岡山県公報 第11746号

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡・	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、〇二三	一五、八六一	一四、三六四	一七、五〇三	三六、五四六	一三一、五一四	四五、二三九	二六、〇四三	三八、五七六
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和気郡	新見市
	五、七七三	一二、八九二	八、七〇〇	一三、六〇四	一二、一三一	一〇、五五〇	一四、四六九	八、八六二